上尾市監査委員告示第４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第９項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和４年１１月２日

上尾市監査委員　　大　山　一　夫
上尾市監査委員　　鈴　木　　　彬
上尾市監査委員　　代　田　龍　乗

上監査報第１３号
令和４年１０月３１日

上　尾　市　長　　畠　山　　　稔　様
上尾市議会議長　　渡　辺　綱　一　様

上尾市監査委員　大　山　一　夫
上尾市監査委員　鈴　木　　　彬
上尾市監査委員　代　田　龍　乗

令和４年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書について（提出）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定に基づき監査を執行したので、同条第９項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書

１　準拠基準
上尾市監査基準

２　監査の種類
財政援助団体等監査

３　監査対象
（１）指定管理者　　社会福祉法人上尾市社会福祉協議会
［対象施設］　障害福祉サービス事業所かしの木園
身体障害者福祉センターふれあいハウス
老人福祉センターことぶき荘
（２）所管部局　　健康福祉部障害福祉課、高齢介護課

４　監査期間
令和 4 年 8 月 18 日（木）から令和 4 年 9 月 29 日（木）まで

５　監査の範囲
公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況
令和 3 年度公の施設の指定管理料

障害福祉サービス事業所かしの木園管理運営委託料	39,422,000 円
身体障害者福祉センターふれあいハウス管理運営委託料	27,750,000 円
老人福祉センターことぶき荘管理運営委託料	24,620,000 円

6　監査の実施内容及び着眼点

次のような着眼点を重点に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係書類を試査照合するとともに、指定管理者及び所管部局の職員から説明を聴取し監査を実施した。

（1）着眼点

○上尾市社会福祉協議会（指定管理者関係）

ア　施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、適切に管理されているか。

イ　協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ　利用料金等の取扱いは適正に行われているか。

エ　利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

オ　公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整理及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

カ　公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

○上尾市健康福祉部障害福祉課、高齢介護課（所管部局関係）

ア　公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ　指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ　協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

エ　管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。

オ　事業報告書の点検は適切になされているか。

カ　指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

（2）監査書類等

ア　事業計画書及び事業報告書（令和３年度）

イ　協定書（基本協定書、年度協定書）

ウ　総勘定元帳

エ　現金出納帳、預金出納帳

オ　証票（領収書、請求書等）

カ　職員の給与・旅費等に関する書類

キ　備品台帳

ク　利用者アンケート等に関する書類

ケ　施設管理業務に関する書類

コ　その他

7　指定管理の状況

（1）指定管理者の概要

ア　受託者　社会福祉法人上尾市社会福祉協議会

イ　所在地　上尾市大字平塚７２４番地

ウ　事業の目的

市民が主体となり、社会福祉における関係者の参加・協力を得て、市民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織をして、昭和３３年7月１５日、市制施行とともに設置され、昭和５４年１２月１日に社会福祉法人となり、現在に至る。

上尾市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

（2）指定管理の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（3）指定管理業務の範囲

ア　施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

イ　施設等の利用手続きに関する事務

ウ　施設等の利用に伴う利用者へのサービス

エ　利用料の徴収事務

オ　その他市が必要と認める管理業務

（4）対象施設の概要

【障害福祉サービス事業所かしの木園】

ア　設置目的

常時介護を要する障害者の排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、障害者への支援及び保護者の介護軽減等のための便宜を総合的に供与すること

イ　施設の概要

面　　積	総合福祉センター	敷地面積	４，７０９㎡
		建物床面積	３，１０３㎡
	障害福祉サービス事業所	専有床面積	５３７．１９㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造地上２階		
開 所 日	昭和６３年4月１日		
主な施設	かしの木園事務室・作業室・食堂兼多目的室・静養室兼医務室 シャワー室兼汚物室・缶プレス作業等		
指導時間	午前８時３０分～午後５時００分		
休 業 日	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日		

１２月２８日から翌年の１月４日までの日

ウ　人員体制

正規職員１２名、臨時職員８名（調理補助２名、看護師２名、嘱託医１名）

【身体障害者福祉センターふれあいハウス】

ア　設置目的

障害者が通所により、機能訓練や創作的活動を行うなど障害者の福祉の増進を図ること

イ　施設の概要

面　　積	総合福祉センター	敷地面積	４，７０９㎡
		建物床面積	３，１０３㎡
	身体障害者福祉センター	専有床面積	２６８．５㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造地上２階		
開 所 日	昭和６３年４月１日		
主な施設	事務室、社会適応訓練室、ADL（日常訓練）室、料理実習室等		
サービス提供時間	月曜日及び木曜日　午前１０時～正午		
	火曜日及び水曜日　午前１０時～午後３時		
	金曜日　　　　　　午前１０時～午後１時		
休 所 日	日曜日及び土曜日		
	国民の祝日に関する法律に規定する休日		
	１２月２８日から翌年の１月４日までの日		

ウ　人員体制

正規職員５名、臨時職員３名（指導員１名・看護師２名）

【老人福祉センターことぶき荘】

ア　設置目的

市内に居住する高齢者の福祉の増進に寄与すること

イ　施設の概要

面　　積	総合福祉センター	敷地面積	４，７０９㎡
		建物床面積	３，１０３㎡
	老人福祉センター	専有床面積	１，００６．８㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造地上２階		
開 所 日	昭和６３年５月１０日		
主な施設	大広間、男女浴室、特殊浴室、休養室、教養娯楽室、機能回復訓練室、健康相談室、生活相談室、図書室、売店、倉庫、機械室等		
利用時間	午前９時３０分～午後４時００分		
休 業 日	日曜日及び土曜日		
	国民の祝日に関する法律に規定する休日（敬老の日を除く。）		
	１２月２８日から翌年の１月４日までの日		

ウ　人員体制

正規職員４名、臨時職員４名（看護師１名）

8　監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われているものと認められた。軽易な事項については、監査実施の際、関係職員に改善等の指導を行った。

なお、公の施設の適正な管理に資するため、検討または改善を要する事項として次のとおり意見を付す。

かしの木園とふれあいハウスにおいては、年度協定書に従い、３月３１日に３月分の指定管理料が満額請求され後日全額支払う一方で、同日に精算のための減額協定を結び、後日減額相当額の返金を受けているが、このことは効率的ではない。他の指定管理施設と同様に支払を四半期ごとにするなど検討されたい。

また、ことぶき荘は高齢者の福祉の増進のため建設された施設であり、地域住人の憩いの場となってきたが、コロナ禍における利用人数等を制限した運営が続いている状況である。高齢者の志向の変化、施設の維持管理費や老朽化による修繕費の増加等も考慮し、今後の施設のあり方について検討されたい。